

# 豊田商工会議所 国際交流・多文化共生特別事業委員会からのお願い

本委員会では、平成14年度に企業の外国人雇用実態調査、ヒアリング、企業訪問を通じ「外国人雇用のあり方」について検討し、下記のガイドラインをまとめました。会員事業所におかれましては下記ガイドラインを参考にして、外国人雇用していただくことをお願い申し上げます。

## 外国人を雇用する場合の 企業における留意事項 (外国人雇用企業ガイドライン)

### 1 外国人雇用の目的

将来の少子高齢社会を見据え、良質な外国人労働力を確保し、企業の生産性の向上、活性化に資すると共に、「コミュニティにおける多文化共生社会の実現に貢献する。

### 2 外国人労働者を雇用(活用)する場合の留意事項

#### (1) 関連法規の遵守

日本国内で外国人労働者を雇用する場合は、入管法の遵守(ビザの確認)はもとより、「労働基準法」「最低賃金法」「労働者派遣法」等についても日本人労働者と同様に労働諸法を遵守しなければならない。

#### (2) 優良な業務請負業者への業務委託

「業務委託」とする場合は、上記の法規を遵守している適切な業者を選定する。  
(不法入国者・違法就労者

等を雇用している請負業者は絶対に利用しない

・日常生活を含め、しっかりと教育・指導を行っている業者を活用

契約書の締結

「業務請負契約」を締結し、取り決め事項を明確化する。

・業者が雇用している外国人労働者が社会保険等に加

入していることを確認する。

#### (3) 外国人労働管理者の選任(雇用管理責任者の設置)

「外国人労働管理担当者」を事業所毎に選任し次の事項を担当することが望ましい。

・労働契約、就業規則、雇用通知書、外国人労働者名簿等の整備

・地方入国管理局、労働基準監督署など、外部機関との対応

・事務処理、事業場内の連絡調整等

・外国人労働者を使用する管理監督者、並びに日本人の同僚等に対する教育訓練  
・作業施設、寄宿舎等の点検・

整備、労働安全衛生の確保に関する点検・整備

・外国人労働者の募集、選考、採用の取りまとめ

・採用した外国人労働者に対する説明、教育訓練、職場適応等

・企業内関係者に対する指導、相談、アドバイス、苦情処理等

#### (4) 外国人労働者の日常フォロー

たとえ業務請負等の場合であっても、外国人を受け入れる企業は法的規制に拘わらず、職場の安全管理をしっかりと行い、社会のルール(交通ルール、「ゴミだし等」やマナーなど、私生活面を含め関心を持って対応することが重要である。



お客様のあらゆるニーズに対応します  
地域No.1のダントツのサービスをめざします

タクシー配車センター  
(0565) 28-0228  
バス・人材派遣  
(0565) 74-1110



- ・大型バス
- ・マイクロバス
- ・空港リムジンバス
- ・ジャンボタクシー
- ・ハイヤー
- ・中型タクシー
- ・運転業務請負
- ・人材派遣

**HOEI 豊栄交通(株)**  
TAXI GROUP

## 忙しいあなたに代わって 会社のホームページを おつくりします

会社を運営している方、事業展開をしている方、インターネットのホームページは、あなたの事業を広げるツールです。ホームページを持って、自社のPR・販路の拡大・ネットワークを使った受発注・情報収集などに役立ててみませんか。

まずはご相談ください。  
その後お客様にあったプランで作成をいたします。

お問い合わせは  
**PLANETS プラネットス豊田**  
PLANSO NETWORK STATION

〒471-0832 豊田市丸山町6丁目12番地  
TEL.0565-26-6222 FAX.0565-26-6233  
http://www.mitenet.com/  
E-mail master@mitenet.com

ソフトクリームは!

ミニストップ 山之手店



〒471-0833 豊田市山之手1丁目9-1  
TEL&FAX (0565) 29-9599